

市名	我孫子市	柏市	野田市	松戸市	習志野市	流山市
手当の名称	福祉手当支給条例	福祉手当支給条例	心身障害者福祉手当支給条例	心身障害児福祉手当 ねたきり身体障害者福祉手当	心身障害者福祉手当支給規則	福祉手当支給条例
支給する障害者（児）と障害程度	障害児 国の障害児福祉手当に該当しない身体障害者手帳1～3級、療育手帳重度～中度、 精神障害者保健福祉手帳1・2級 の18歳未満のもの 障害者＝知的重度、身体障害者2級以上、 精神障害者保健福祉手帳1級の者 、ねたきり身体障害者	心身障害児＝20歳未満、知的中度以上、身体障害者手帳4級以上、 心身障害者＝知的中度以上、身体障害者手帳2級以上で20歳以上、 精神障害者保健福祉手帳1級 ねたきり身体障害者（65歳未満）	精神障害者対象外 重度知的障害者＝在宅20歳以上 ねたきり身体障害者（20歳以上65歳未満） 知的障害者＝中度以上 身体障害者＝1～2級（年齢制限なし） 身体障害者＝3～4級（20歳未満及び60歳以上）	精神障害者対象外 心身障害児 国の障害児福祉手当に該当しない身体障害者手帳1～4級、療育手帳重度～中度の20歳未満の者 ねたきり身体障害者＝18歳以上65歳未満の者で身体障害者手帳1.2級及び知的最重度	心身障害者＝知的障害 重度 ねたきり身体障害者＝20歳以上60歳未満	障害者 知的障害＝重度・中度・軽度 身体障害＝身体障害者手帳1,2,3級 ねたきり身体障害者＝20歳以上65歳未満 精神障害者＝精神保健福祉手帳1,2,3級
	支給額	月額 障害児 8,650円 障害者 知的 8,650円 身体・精神 6,500円	月額 11,000～14,500円 国手当受給者 3,000円	月額 3,100円～8,650円	心身障害児福祉手当 6,000円～10,800円 ねたきり身体障害者 8,650円	月額 8,650円 生活保護受給者 8,000円
所得制限	保護者又は障害者が ・市民税所得割課税 →全額停止 ・市民税均等割課税 →半額支給 ・市民税非課税 →全額支給	なし	国手当の所得制限を適用	なし 国手当の所得制限を適用	国手当の所得制限を適用	市民税 220,000円～420,000円は減額。 市民税 420,000円以上は不支給
他制度と調整	特になし 丸1ヶ月以上入院した場合、その月については支給しない。	ねたきり身体障害者（65歳未満）、在宅重度知的障害者（18歳以上）については、介護保険給付サービスを受けた場合は支給停止となり、サービスを受けなくなれば支給対象となる。	ねたきり身体障害者、在宅重度知的障害者については、介護保険給付サービスを受けた場合は翌月以降支給しない。	介護給付、予防給付を受ければ不支給（ねたきり身体障害者） 翌月以降支給しない。	介護保険給付を受けた月の翌月以降は支給しない。（喪失届を提出する） 給付を受けなくなった場合は、新規申請の手続きにより支給対象となる。	介護保険給付、自立支援法の給付を受けた日の属する月の翌月以降の手当額の額は2分の1
平成25年度予算額	6,407千円	764,700千円	153,747千円	41,664千円	12,329千円	226,642千円
平成25年度支給対象者	802人	5,626人	2,771人	496人	119人	3,839人